

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

告示

ページ

臨時的に行う粗大ごみ以外の家庭廃棄物の処理に係るごみ処理手数料
の徴収事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】 856

公告

特定調達契約の締結（4件）【契約室契約課】 857

北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路
部街路課】 861

北九州都市計画道路事業の認可の告示【建設局道路部街路課】 862

大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課
】 863

上下水道局

出納取扱金融機関の指定【上下水道局総務経営部経営企画課】 865

収納取扱金融機関の名称の変更【上下水道局総務経営部経営企画課】 866

北九州市告示第100号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、臨時的に行う粗大ごみ以外の家庭廃棄物の処理に係るごみ処理手数料の徴収事務を次に委託した。

平成24年4月3日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社広吉環境開発	北九州市門司区大字大積400番地	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
市川産業株式会社	北九州市八幡東区前田二丁目12番13号	
北九州グリーン清掃株式会社	北九州市若松区響町一丁目50番地	
九州清掃事業センター株式会社	北九州市小倉北区親和町6番30号	

北九州市公告第 2 2 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 4 年 4 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
小学校教師用教科書及び指導書（算数） 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市契約室契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 2 4 年 2 月 2 4 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
福岡県教科図書株式会社
福岡市中央区清川二丁目 2 1 番 4 号
- 5 契約金額
2 8 5 万 1, 4 7 5 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 0 条第 1 項第 1 号に該当するため

北九州市公告第 2 2 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 4 年 4 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
小学校教師用教科書及び指導書（国語） 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市契約室契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 2 4 年 2 月 2 4 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
福岡県教科図書株式会社
福岡市中央区清川二丁目 2 1 番 4 号
- 5 契約金額
1 8 6 万 5, 5 2 1 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 0 条第 1 項第 1 号に該当するため

北九州市公告第 2 2 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 4 年 4 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
小学校教師用教科書及び指導書（音楽） 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市契約室契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 2 4 年 2 月 2 4 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
福岡県教科図書株式会社
福岡市中央区清川二丁目 2 1 番 4 号
- 5 契約金額
4 7 8 万 4, 6 8 9 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 0 条第 1 項第 1 号に該当するため

北九州市公告第 2 2 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 4 年 4 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
小学校教師用教科書及び指導書（図工） 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市契約室契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 2 4 年 2 月 2 4 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
福岡県教科図書株式会社
福岡市中央区清川二丁目 2 1 番 4 号
- 5 契約金額
2, 4 0 4 万 4, 1 5 2 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 0 条第 1 項第 1 号に該当するため

北九州市公告第226号

福岡県知事から次の北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

平成24年4月3日

北九州市長 北 橋 健 治

3・2・10号9号線（熊谷工区）

3・3・175号城内大手町線

3・3・24号浅野町愛宕線

3・4・98号三萩野田町線

7・7・11号都市高速道路1号線附属街路3号線

3・3・47号日明渡船場線（中原）

北九州市公告第227号

北九州都市計画道路事業の認可の告示（平成24年福岡県告示第461号、第487号、第488号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成24年4月3日

北九州市長 北橋 健治

- 1 都市計画事業の種類 道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
3・2・10号9号線（熊谷工区）	北九州市小倉北区新高田一丁目、新高田二丁目、篠崎一丁目、篠崎二丁目、篠崎三丁目、熊谷三丁目、熊谷四丁目及び熊谷五丁目
3・3・175号城内大手町線 3・3・24号浅野町愛宕線 3・4・98号三萩野田町線 7・7・11号都市高速道路1号線附属街路3号線	北九州市小倉北区大手町及び城内
3・3・47号日明渡船場線（中原）	北九州市小倉北区日明四丁目、日明五丁目、高見台、中井口及び中井浜並びに戸畑区中原東二丁目、中原東三丁目、中原西一丁目、中原西二丁目、中原西三丁目、小芝三丁目、三六町、千防三丁目及び新池三丁目

- 3 施行者の名称

北九州市

- 4 事務所の所在地

北九州市小倉北区城内1番1号

（北九州市建設局道路部街路課）

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第 2 2 8 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 4 年 4 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス西海岸店
北九州市門司区西海岸二丁目 2 0 の一部、2 0 - 1 及び 2 0 - 2
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号第一福岡ビル S 館 4 階
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号第一福岡ビル S 館 4 階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成 2 4 年 1 1 月 2 8 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1, 6 4 7. 8 0 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
6 7 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
1 7 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
2 7 平方メートル
 - (4) 廃棄物の保管施設の容量
9. 7 7 立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時から午後10時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

8 届出年月日

平成24年3月27日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市門司区清滝一丁目1番1号

北九州市門司区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成24年4月3日から同年8月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年8月2日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市上下水道局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定により、北九州市水道事業及び工業用水道事業の業務に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるための出納取扱金融機関を、次のとおり指定した。

平成24年4月3日

北九州市上下水道局長 吉田 一彦

出納取扱 金融機関	取扱店舗	所在地	指定期間
株式会社 みずほ銀行	北九州支店	北九州市小倉北区京町 一丁目4番17号	平成24年4月1日 から平成25年3月 31日まで

北九州市上下水道局告示第2号

昭和50年北九州市水道局告示第5号で告示した収納取扱金融機関について、次のとおり名称を変更したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令403号）第22条の2第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月3日

北九州市上下水道局長 吉田 一彦

変更前	変更後	変更年月日
中央三井信託株式会社	三井住友信託株式会社	平成24年4月1日